

**第7回長野市総合計画審議会作業部会  
（市民フォーラム21）  
福祉部会資料集**

平成18年2月22日

## 基本構想 行政経営の方針に係る各部会からのご意見ご提案に対する事務局案

内容区分		ご意見・ご提案の内容	ご提案・ご意見に対する考え方
1	前文について	前文にある市民本意の意味合いについて(教育部会)	市民本意については、市民の気持ちになって行政を運営していく意味合いで表したものである。表示については、「本位」で統一したい。 本意 = その人の・本当(本来)の気持ち。 本位 = 考え方・(行動)の中心とする基準。
2	1 市民、地域、関係団体や行政との表現について	全体に共通することであるが、市民、地域、関係団体や行政との表現について、長野市の総合計画を考えるうえで、統一的な表現にはどうか。(環境部会)	市民と行政の関係をより明確に表現するために、各分野で中心に取り組む対象を分かりやすく具体的に上げたものである。表現については現状のままをしたい。
3	2 地域の個性をいかした住民自治の推進	自己責任という表現は、「あなたが失敗したら知らないよ」というニュアンスを感じる。自立ということは、自己責任がともなうことであることは理解しているが、あえて書かれると引いてします。中身は良いが、活字になるとそう感じる。(福祉部会)	自分達の地域は、自分達で創っていくといった、住民主体の活動に対する積極的な支援していくことを表しているものであり、表現については、現状のままをしたい。
4	4 行政改革の推進と効率的な行政運営について	小さな市役所の表現について、どのような意味なのか。小さな市役所ではイメージしにくい。(産業部会)	民間活力の活用や行政改革の推進により、真に必要な住民サービスを提供しつづけるため、行政全体をスリム化、効率化した小さな市役所を目指すもで、要素を一体とした表現に修正したい。
5		小さな市役所の表現について、民間活力の導入と行政改革の推進により、小さな市役所を目指すとしたらどうか。(都市整備部会)	
6		民間活力の導入について、何でも民間に任せるのではなく、慎重な導入を意見として申し上げる。(都市整備部会)	ご意見としてお聞きし、基本計画に主旨をいかしていきたい。
7	注釈について	協働の注釈について、これを読んだだけでは分かりにくい、今までより意欲的なことをやろうということが分かるようにならないか。(防災部会)	「市民公益活動促進のための基本指針」から定義を引用しているもので、注釈全体のバランスを見て今後検討していく。

基本構想 施策の大綱(素案たたき台)に係るご意見ご提案への事務局案

(福祉部会)

	内容区分	ご意見・ご提案の内容	ご意見・ご提案への事務局案
1	大タイトル	「健やかに暮らし認めあい支えあうまち」の「あい」と「あう」は漢字の方が読みやすく分かりやすい。	「健やかに暮らし認め合い支え合うまち」としたい。
2	中タイトル1 内容1	国は少子化対策を積極的に推進している中、「連携を図りながら」では弱いのではないかと。市も積極的に推進していくことを強調した方がよいことから、「連携の推進」などの表現がよいのではないかと。	「連携を推進し、」としたい。
3	中タイトル1 内容1	市だけではなく国や行政が中心となり、少子化対策の制度をつくって、基盤整備を推進していかなければならないのではないかと。「地域、事業者、NPO及び行政等」の表現は並列であり、行政を強める表現はないかと。	市が主導的に推進するという意見は理解できるが、これからはそれぞれの役割分担が必要となることから、地域、事業者、NPO、行政は等しく同じ立場にあると考えている。子育て支援を少子化対策へ結びつけていくことは、財政的なことから主に国主導となってしまふ。原案のとおりとしたい。
4	中タイトル4 内容2	「医療環境の安全性を市が確立し、関係機関等との連携を推進し」というような表現により、医療環境の安全性を確立するのは市が行うということを明示して欲しい。	「安全で信頼できる医療環境を整備するとともに、」を冒頭に追加したい。
5	分野間の調整	中タイトル5番の人権関係について、 ・福祉分野内での順番は別として、人権について今後の施策に結び付けていくことを考えると、人権については福祉分野でよい。ただし、男女共同参画については、福祉分野でよいのか多少疑問がある。 ・男女差別、人間的な差別ということを含めて5番に入れることでよい。 ・男女共同参画は、まちづくりの根底になければならない事項であり、福祉分野だけに係る問題ではないのでは。	福祉部会としては、人権関係の5番はこのままとしたい。ただし、人権の問題には男女平等の視点も含まれているが、男女共同参画については、「行政経営の方針」の中で掲載していくことを含めて、基本計画を作成する中で再度検討していきたい。

# 第四次長野市総合計画

## 基本構想

### まちづくりの基本方針編

- ・ 第 1 章 行政経営の方針・素案
- ・ 第 2 章 まちづくりの方針（施策の大綱）・素案

### 目標編

- ・ 第 4 章 土地利用構想・素案

この素案は、各部会での分野ごとの議論に際して、全体の内容を参考にご覧いただけるよう、現段階の素案をまとめたものです。各部会での議論により今後の内容が変わりますのでご承知ください。

平成 1 8 年 2 月

---

## 第1章 行政経営の方針

---

本市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」<sup>1</sup>をより効率的・かつ市民本意位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針を、ここに掲げます。

この方針は、第2章のまちづくりの方針（施策の大綱）を推進するための基本的な方針でもあります。

### 1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・市民、地域、関係団体等や行政が果たすべき役割分担を明確にし、それぞれの協働<sup>2</sup>によるまちづくりを推進します。
- ・市民に向けて分かりやすく透明性を確保した行政情報を提供し、施策形成の過程から積極的に市民が参画できる環境を整備します。

### 2 地域の個性をいかした住民自治の推進

- ・市民や地域の自己決定・自己責任による、地域社会の形成に向けた活動を積極的に支援します。

### 3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

- ・国・県からの権限や財源の移譲を促進し、中核市<sup>3</sup>制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進します。
- ・増大する広域的な行政需要に対応するため、各市町村と協力・連携のもと、広域行政の充実・強化を図り、効率的な事務処理や住民サービスの提供を進め、長野地域広域市町村圏<sup>4</sup>全体の発展を目指します。

#### 4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

- ・民間活力の積極的な活用や一層の行政改革を推進し、効率的な行政運営による小さな市役所の実現を目指します。
- ・行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革の推進による、効率的な行政運営を推進します。
- ・受益者の公平で適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分による健全な財政運営を推進します。

#### 5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制の充実や人材の育成等を積極的に進めるとともに、市民に提供するサービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の視点から満足度を高めていく行政経営を推進します。

- 1 行政の経営資源・・・ 行政が持つ、人的資源、物的資源、情動的資源などの行政活動を行うための資源のこと。
- 2 協働・・・ 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 3 中核市・・・ 人口30万人以上で、面積100km<sup>2</sup>以上（人口50万人未満の場合）の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。
- 4 長野地域広域市町村圏・・・ 一体的な日常生活圏を形成している地域で、現在、長野市を含む3市5町3村の11市町村からなる。

## 健やかに暮らし認め合い支え合うまち

### まちづくりの方向性

急速な少子・高齢化の進展、世帯構成の変化、都市化や過疎化などによる社会構造の変化に伴い、人間関係の希薄化が危ぶまれている家庭や地域社会において、認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営めるとともに、健やかに暮らせるまちを目指します。

#### < 施策の視点 >

- ・ すべての人がお互いの人権を尊重する社会の形成
- ・ 互助の精神に満ちた活力ある共生社会の形成
- ・ いきいきと豊かに暮らせる健康づくりの推進
- ・ 地域での支え合いのための総合的な支援体制の整備・充実

### 1 安心して子育て・子育てができる環境の整備

- ・ 地域、事業者、NPO<sup>1</sup>及び行政等との連携を図りながらを推進し、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境を整備します。
- ・ 子育て支援を含めた各種制度の充実を図ることにより、少子化対策を推進します。

### 2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、認め合い支え合いながら暮らせる環境づくりを推進します。
- ・ 保健、医療、福祉の各分野の連携を強化し、高齢者の多様なニーズに対応した総合的なサービスを受けられる体制づくりを推進します。
- ・ 高齢者が、自らの生きがいづくり・健康づくりに取り組み、それぞれの持てる力に応じて、市民としての社会的役割を積極的に果せる環境づくりを推進します。

### 3 自分らしく生きられる社会の形成

- ・障害のある人の社会参加を促進するとともに、障害のない人との相互理解を育む環境づくりを推進します。
- ・だれもが地域で自立し、安心した生活が営める環境と支援体制の充実を図ります。

### 4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

- ・市民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚と、生涯にわたって自ら健康の保持・増進に取り組める支援体制の充実を図ります。
- ・安全で信頼できる医療環境を整備するとともに、医療機関等との連携を推進し、だれもが安心して医療を受けられる体制の充実を図ります。

### 5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

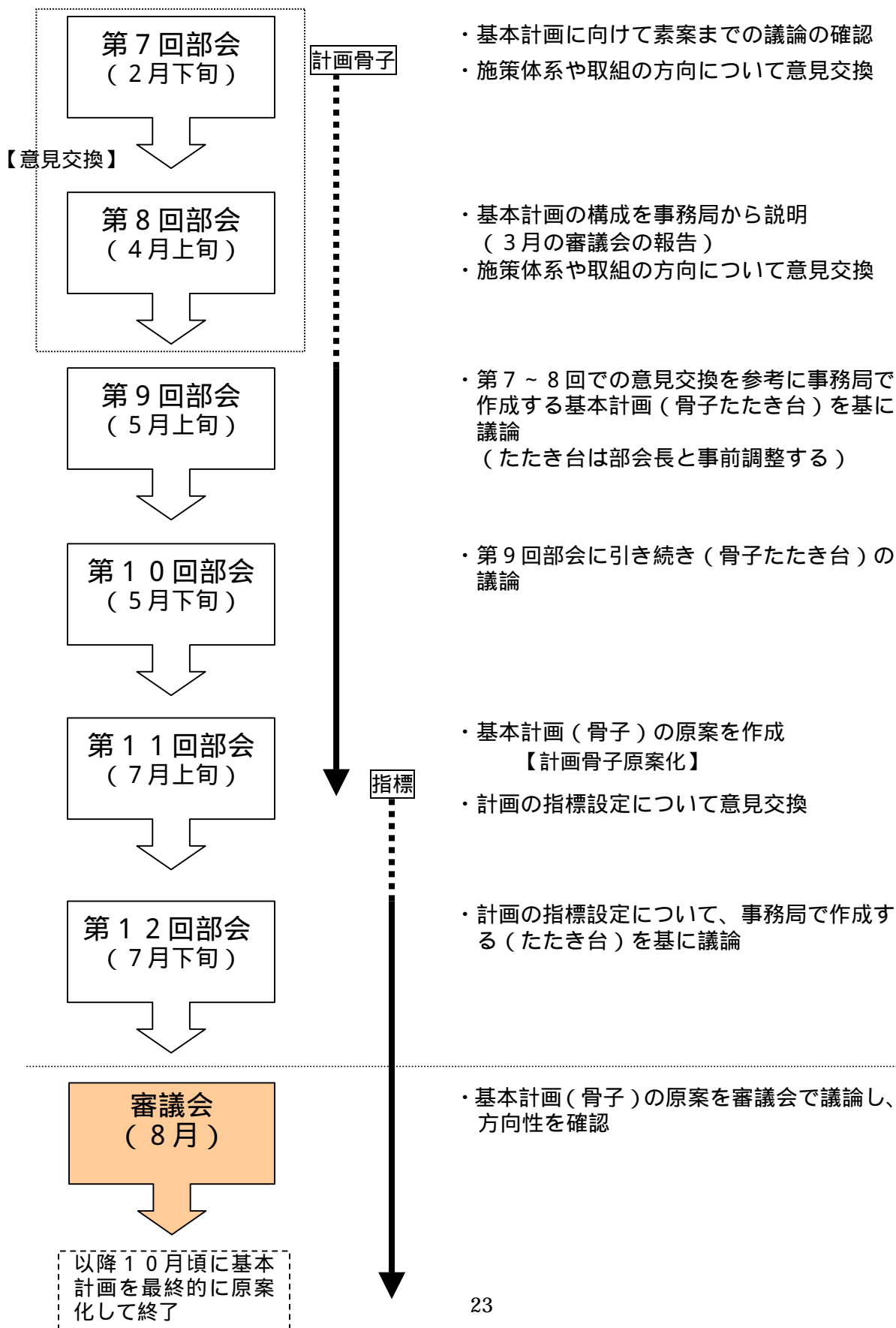
- ・すべての人が人間として尊重され、あらゆる差別のない明るい社会の実現を目指します。
- ・性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 1 NPO……「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち特定非営利活動促進法（NPO法）により認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。



### 基本計画（骨子）の原案作成に向けて

基本計画は、「基本構想」に基づく向こう5年間の施策体系とその取組の方向を示すもので、骨子はその内容を箇条書きで簡潔に示したものです。



資料4

健やかに暮らし認め合い支え合うまち

この表は、基本構想の内容や部会の議論の積み上げを体系化したものです。(このまま基本計画の体系となるものではありません)

「主な取組・事業～」欄に記載された事項は、例示的に要素を示したものであり、実施を前提とするものではありません。

「小項目」の各項及び「主な取組・事業～」欄の 印は<基本計画に向けた要素>からの抜粋、また、「主な取組・事業～」欄のW印はワークショップの主な意見から抜粋

大項目		中項目		小項目		主な取組・事業に向けた要素	
1	安心して子育て・子育てができる環境の整備	1	地域、事業者、NPO及び行政等との連携を推進し、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の整備	(1)	地域での子育て・子育て支援体制の充実		子育て経験者(団塊の世代を含む)と子育て家庭との交流・連携 / ファミリーサポート活動の充実 / 育児支援マイスターの認定登録 / 児童虐待防止のための地域の取組
							多様な学び場としての「フリースクール」の支援 / 関係機関でネットワークをつくる / 子育て支援総合コーディネート
							子育て・子育て支援拠点の整備
							児童館での利用拡大と障害児の受け入れ体制の整備(ガイドヘルパーの利用)
							地域施設の有効活用(公民館、社会福祉法人施設、学校、老人憩いの家など) / 地域の社会資源の活用 / 病後児(病児)の保育場所の確保
							安心して子育てができる職場環境づくり
							仕事と子育ての両立 / 職場での意識改革 / 労働環境の整備 / 復帰後の在職保障
							職場内保育所の整備 / 育休期間中の所得保障 / 女性も男性も育休を取りやすい環境づくり / 病後児(病児)保育所の整備(再掲)
				(2)	保育サービスの充実		保育所の整備
							幼稚園・保育園での保育内容の充実(一時保育預かり)
		2	子育て支援を含めた各種制度の充実による少子化対策の推進	(1)	子育て支援等の各種制度の充実		児童手当の充実(国) / 制度等の周知方法の検討
							障害の有無に関係なく母親が安心して子育てできる環境の整備
							ひとり親家庭への自立支援の充実 / 母子・父子・寡婦福祉の充実
							子どもの健全育成の推進
							医療機関等との連携 / 病院・診療所、児童福祉施設等との連携 / 小児医療の充実 / 医療費補助対象者の拡大
							育児支援家庭訪問事業の推進 / 子どもの健康な成長の支援

健やかに暮らし認め合い支え合うまち

この表は、基本構想の内容や部会の議論の積み上げを体系化したものです。(このまま基本計画の体系となるものではありません)

「主な取組・事業～」欄に記載された事項は、例示的に要素を示したものであり、実施を前提とするものではありません。

「小項目」の各項及び「主な取組・事業～」欄の印は<基本計画に向けた要素>からの抜粋、また、「主な取組・事業～」欄のW印はワークショップの主な意見から抜粋

大項目		中項目	小項目	主な取組・事業に向けた要素			
2	生きがいのある豊かな高齢社会の形成	1 高齢者が住み慣れた地域で、認め合い支え合いながら暮らせる環境づくりの推進	(1) 地域での多様な助け合いによる活動の支援	W	高齢者の市民権 / 高齢者を尊重する		
				W	虐待防止ネットワークの確立 / ご近所ネットワークづくり / 災害にも助け合って暮らせる地域づくり / 独居老人の把握		
		2 保健、医療、福祉の各分野の連携を強化し、高齢者の多様なニーズに対応した総合的なサービスを受けられる体制づくりの推進	(1) 包括的相談窓口や支援体制の整備・充実				保健・医療・福祉の連携
				W			相談窓口のネットワーク化 / 30地区ごとにワンストップサービス窓口を置く / 市からの情報提供 / 介護と医療の連携
							介護予防、認知症への対応など高齢者の多様なニーズに対応した
				W			地域包括支援センターの創設 / 在宅福祉サービスの充実 / 援助老人サービス(ディサービス、ショートステイ、ヘルパー)
				W			専門性を持ったコーディネータの設置 / ケアマネ、ケアマネジャーの人材育成 / 主任ケアマネジャー、社会福祉士など専門職の配置
				W			民間業者の指導管理 / 在介センターの活性化 / 認知症啓発活動 / もの忘れ検診等による早期発見 / 成年後見制度の充実
				W			介護保険サービス基盤の整備 / 介護保険の安定的運営
3 高齢者が、自らの生きがいづくり・健康づくりに取り組み、それぞれの持てる力に応じて、市民としての社会的役割を積極的に果せる環境づくりの推進	(1) 高齢者の社会参加の促進			W	老人憩いの家の促進 / 高齢者のお茶のみサロン / 老人クラブ活動補助 / おでかけパスポート / 公共交通機関の充実 / 就業機会の確保 / 生活基盤の安定		
	(2) 生きがいと健康づくりの推進			W	高齢者の検診制度 / 高齢者の健康づくり / 老人福祉センターなどでの高齢者向け講座の充実 / 老人クラブでの健康づくりPR		
				W	高齢者の知恵の社会的活用の活発化(高齢者への尊厳) / 市民としての高齢者の役割		

健やかに暮らし認め合い支え合うまち

この表は、基本構想の内容や部会の議論の積み上げを体系化したものです。(このまま基本計画の体系となるものではありません)

「主な取組・事業～」欄に記載された事項は、例示的に要素を示したものであり、実施を前提とするものではありません。

「小項目」の各項及び「主な取組・事業～」欄の W印は<基本計画に向けた要素>からの抜粋、また、「主な取組・事業～」欄のWE印はワークショップの主な意見から抜粋

大項目		中項目	小項目	主な取組・事業に向けた要素
3	自分らしく生きられる社会の形成	1 障害のある人の社会参加を促進し、障害のない人との相互理解を育む環境づくりの推進	(1) 相互理解の促進	学校教育の充実
				W 普通学級の受入れ体制(選択権の保障) / 健常児との交流 / 学校内介護人制度の充実 / インクルーシブ教育の推進
				スポーツ・文化・芸術の振興
				障害のある人もない人も等しく社会活動できる環境の整備
				W 障害者のエンパワーメント / 音声ガイドや手話通訳の養成・配置 / 移動手段やコミュニケーション手段の確保
		2 だれもが地域で自立し、安心した生活が営める環境と支援体制の充実	(1) 身近な地域の中で障害のある人の自立へ向けたサービスが提供できる体制の整備・充実	W 多様なNPO、社会福祉法人等との協働 / 障害者福祉ネットの充実・強化
			自立の促進	W 身近なところでサービスが提供できる体制づくり / すべての障害者が自立して暮らせるグループホームの整備 / 相談体制の充実
				W 就業機会の拡充 / 障害者の働く環境条件整備 / 就労支援システムの構築
		(2) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	安心して暮らせる	
			W ユニバーサルデザインの理念の普及 / 学校等施設のバリアフリー化 / 移送サービスの整備 / 道路改良の促進 / 歩いて暮らせる街づくり	
		(3) 地域福祉社会の構築	W 地区ごとに住民主体の地域福祉計画の策定 / 30地区に地域福祉ワーカーの設置支援	

健やかに暮らし認め合い支え合うまち

この表は、基本構想の内容や部会の議論の積み上げを体系化したものです。(このまま基本計画の体系となるものではありません)

「主な取組・事業～」欄に記載された事項は、例示的に要素を示したものであり、実施を前提とするものではありません。

「小項目」の各項及び「主な取組・事業～」欄の印は<基本計画に向けた要素>からの抜粋、また、「主な取組・事業～」欄のW印はワークショップの主な意見から抜粋

大項目		中項目	小項目	主な取組・事業に向けた要素	
4	安心して暮らせる生涯健康づくりの推進	1	健康づくりへの意識の高揚と生涯にわたって自ら健康の保持・増進に取り組める支援体制の充実	(1) 地域保健体制の充実	健康教育・指導の推進 / 食育指導や運動指導など
					W 食育・スポーツの推進 / 学校での保健教育の充実
					保健センターの整備・充実
					W 健康相談窓口等の充実 / 虐待予防・早期発見 / 意識の問題(予防のためのマニュアルづくり)
			(2) 保健・予防対策の充実	W 検診体制及び検診内容の充実と早期発見・適正受診の推進 / 母子保健対策の充実	
				感染症予防 / 狂犬病予防 / 生活衛生の充実 / 検査体制の充実	
		2	安全で信頼できる医療環境を整備するとともに、医療機関等との連携を推進し、だれもが安心して医療を受けられる体制の充実	(1)	救急医療及び地域医療の効率的な提供体制の充実
W 医療機関の連携のとれたまち / 医療機関等との連携による分かりやすい医療情報提供体制の整備					
W 救急の充実 / いつでもどの地域でも医療が受けられる / 地域完結型医療 / 地域医療体制(人材確保のサイクル)					
W 効率的な医療体制 / リハビリテーションの充実 / 小児救急医療の整備・充実 / 難病対策の支援 / 基幹病院のネットワーク / リーダーの育成					
	(2) 公的医療保険等の充実			国民健康保険・老人保健医療の安定的運営	
				福祉医療の拡充	

健やかに暮らし認め合い支え合うまち

この表は、基本構想の内容や部会の議論の積み上げを体系化したものです。(このまま基本計画の体系となるものではありません)

「主な取組・事業～」欄に記載された事項は、例示的に要素を示したものであり、実施を前提とするものではありません。

「小項目」の各項及び「主な取組・事業～」欄の印は<基本計画に向けた要素>からの抜粋、また、「主な取組・事業～」欄のW印はワークショップの主な意見から抜粋

大項目		中項目	小項目	主な取組・事業に向けた要素
5	人権を尊ぶ明るい社会の形成	1 すべての人が人間として尊重され、あらゆる差別のない明るい社会の実現	(1) 人権教育・啓発活動の推進	学校、家庭、地域、企業等あらゆる場で人権教育・啓発活動を推進
				W 学校、地域、企業における人権教育の充実・啓発を行う / 人権・プライバシー・地域の助け合いのバランスのとり方 / 文化や価値観の理解の尊重
				W 教師の人権感覚の向上 / 隣保館での外国人とのふれあい
				相談体制の充実
				W 地域社会全体でのサポート / 保健・福祉・医療機関等との十分な連携 / 人権侵害に対する相談体制の充実
		2 性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現	(1) 男女共同参画意識の啓発	W 法律や制度の普及促進
				W DV・セクハラへの対策支援
				相談・支援体制の充実
				家庭・職場・地域などでの活動が両立できる体制の充実
				W 女性・男性の職域拡大を / 管理職への登用 / 女性のエンパワーメントの機会を充実